

# 3 審議会

## (1) 春日部市総合振興計画審議会

### ① 春日部市総合振興計画審議会条例

平成18年3月20日条例第1号

(設置)

第1条 市の総合振興計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想及び基本計画をいう。以下同じ。）を策定するため、春日部市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合振興計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## ② 審議経過

	内 容
第1回	・ 会議要領の制定について ・ 総合振興計画基本方針について
第2回	・ 諮問 ・ 地域まちづくり広場（市民ワークショップ）からの提言書について ・ 転出者アンケート調査結果について ・ 市民意識調査について
第3回	・ 総合振興計画の基本構想（骨子案）について
第4回	・ 総論について ・ 基本構想（素案）について ・ 基本計画（素案）について
第5回	・ 総合振興計画答申（案）について
第6回	・ 答申

## ③ 委員名簿

委員区分	氏 名	備 考
第1号委員	水 口 俊 典	前芝浦工業大学 教授
”	志 築 学	共栄大学 教授
第2号委員	時 田 美野吉	春日部市自治会連合会 会長
”	新 井 堂 尤	春日部市農業団体連合会 会長
”	細 谷 卓 良	春日部商工会議所 会頭
”	遠 藤 久米夫	庄和商工会 会長
”	齋 藤 芳 尚	春日部青年会議所 副理事長
”	折 原 ひとみ	春日部市PTA連合会 会長
”	星 野 孝 平	春日部市民生委員・児童委員協議会 会長
”	上 岡 一 幸	春日部地区労働組合協議会 事務局長
第3号委員	市 川 大 倫	公募
”	伊 藤 文 生	”
”	大 竹 純 子 (故人)	”
”	佐 藤 一	”
”	野 澤 光 江	”

④ 諮問

春政発第32号

平成19年2月8日

春日部市総合振興計画審議会  
会長 細谷卓良様

春日部市長 石川良三

春日部市総合振興計画について（諮問）

春日部市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第1号）第2条の規定に基づき、春日部市総合振興計画基本構想及び基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

## ⑤ 答申

春 総 審 発 第 6 号

平成19年10月16日

春日部市長 石川良三様

春日部市総合振興計画審議会

会長 細谷卓良

## 春日部市総合振興計画（案）について（答申）

平成19年2月8日付け春政発第32号で諮問があった標記の件について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、ここにその旨を答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

## 意 見

本市は、平成17年10月に、旧春日部市と旧庄和町が合併して、新生「春日部市」が誕生したが、本市をとりまく環境は、少子化、高齢化の急速な進行による人口減少社会の到来や、地球環境問題への関心の高まり及び地方分権の進展に代表される社会経済情勢の変化など時代の転換点を迎えている。

今回諮問された春日部市総合振興計画は、本市のさらなる発展を推進するための長期計画である。厳しい地方財政状況の中、基本構想の将来像として位置づけられた「人・自然・産業が調和した快適創造都市 -春日部-」の実現を図るため、継続的に計画的かつ効率的な行財政改革に努めながら、市民と市が協働してよりよいまちづくりを進められたい。

なお、個別の意見については、別紙のとおりである。

## 別紙

### 1 全体について

急速に社会環境が変化する中、地域間競争に勝ち、存在感のある自治体になることが必要とされているため、個性が感じられる計画になるよう努められたい。

### 2 まちづくりの枠組について

人口減少社会を迎えている現在、転出者を減少させ、さらに人口増加を促進するためには、土地利用と人口をつなぐ一定の工夫が必要とされている。春日部市に住んでもらうために必要な取組（例えば子育て支援・住環境の整備・雇用の場の確保など）について、具体的な施策の充実・展開を図るとともに、情勢の変化に常に配慮しつつ、必要に応じて計画の見直しを行うことも視野に入れ進められたい。

### 3 安心・安全なまちづくりについて

ボランティア組織の形成等によって、地域のことは地域住民が守るための体制を確立し、誰もが安心して暮らすことが出来るまちの形成に努められたい。また、本市の低平地・軟弱地盤といった地形の特徴を十分に考慮して、ハード面及びソフト面双方の立場から災害に強いまちづくりのために必要な施策の充実を図られたい。

### 4 産業振興について

魅力あるまちづくりのために、ものづくりの力を育てると同時に、文化・伝統を産業から捉えることが必要と思われる。また、食糧自給率が低下している現在において安心・安全の食の提供は不可欠であるため、本市における首都圏近郊農業の振興のためにも、具体的な取組をより一層推進されたい。



## (2) 地域まちづくり審議会

### 【春日部市地域審議会条例】

平成 17 年 10 月 1 日条例第 13 号

(設置)

第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、合併前の春日部市及び庄和町の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(名称)

第 2 条 審議会の名称は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 春日部地域まちづくり審議会
- (2) 庄和地域まちづくり審議会

(設置期間)

第 3 条 審議会の設置期間は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までとする。

(所掌事務)

第 4 条 審議会は、合併前の春日部市及び庄和町の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進ちょく状況に関する事項
- (3) 地域振興費の用途及び事業の実施に関する事項
- (4) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (5) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 5 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域に存する事業所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区又は自治会を代表する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募に応じた者

3 前項第 4 号の委員の人数は、5 人以内とする。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 7 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、毎年4回以上開催するものとする。ただし、会長は、審議会の委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務める。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開するものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(意見聴取等)

第9条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合政策部地域振興課及び庄和総合支所地域振興課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(会議開催回数の特例)

- 2 平成17年10月1日から平成18年3月31日の間においては、第8条第2項の規定にかかわらず、同項中「毎年4回以上」とあるのは「必要に応じて」とする。

## ア) 春日部地域まちづくり審議会

## ① 審議経過

	内 容
第7回	・総合振興計画の基本方針について
第8回	・諮問 ・総合振興計画の審議について
第9回	・総合振興計画の審議について ・答申書（素案）について
第10回	・答申書（案）について

（※春日部市総合振興計画に係る審議箇所のみ掲載）

## ② 委員名簿

委員区分	氏 名	備 考
第1号委員	久保谷 哲 夫	春日部市自治会連合会
第2号委員	古 野 忠 行	春日部商工会議所
”	山 口 剛 一	春日部青年会議所
”	星 野 孝 平	春日部市民生委員・児童委員協議会
”	上 野 照 信	春日部市コミュニティ推進協議会
”	新 井 雅 子	春日部市男女共同参画推進審議会
”	齋 藤 千 松	春日部市農業団体連合会
”	山 崎 泉	春日部市青少年育成推進員協議会
第3号委員	池 田 良 鶴	埼玉県生涯学習審議会
”	海 老 原 武	共栄学園 共栄大学教授
第4号委員	香 山 昭 二	公募
”	笹 山 隆	”
”	関 野 欣 次	”
”	中 込 太 三	”
”	山 口 英 治	”



③ 諮問

春地発第9号  
平成19年5月14日

春日部地域まちづくり審議会  
会長 古野忠行様

春日部市長 石川良三

春日部市総合振興計画について（諮問）

春日部市総合振興計画について、春日部市地域審議会条例（平成17年条例13号）第4条第1項第5号の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 春日部市総合振興計画について

④ 答申

春ま審発第7号  
平成19年10月11日

春日部市長 石川良三様

春日部地域まちづくり審議会  
会長 古野忠行

春日部市総合振興計画について（答申）

平成19年5月14日付け春地発第9号をもって当審議会に対して諮問された春日部市総合振興計画について、別紙のとおり答申いたします。

## 別紙

## 1 はじめに

平成17年10月1日、旧春日部市、旧庄和町の合併により、新たな春日部市が誕生した。そこで、地方自治法の規定に基づき、新市のまちづくりのマスタープランとなる「春日部市総合振興計画」の策定作業が進められてきた。

総合振興計画は、長期的な展望に基づいて、まちづくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、市政運営の最も基本となる計画である。

この計画の策定にあたっては、春日部市・庄和町合併協議会において策定された「新市建設計画」を尊重しながら、安心・安全なまちづくりとコスト意識を重視した市政経営を目指すことにより、地域社会の将来像と基本的な政策大綱及び根幹となる事業を位置付けることとしている。

このような中、合併に伴い設置された地域（まちづくり）審議会の所掌事項には、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項が定められており、平成19年5月14日、春日部市長より当審議会に、総合振興計画の策定にあたって、新市建設計画との整合等について意見を求める諮問がなされた。当審議会では、総合振興計画策定基本方針等を理解した上で、合併に際して市民と行政が取り交わした公約である「新市建設計画」に依拠した内容となっているか、春日部市の均衡のとれた発展が期待できる内容であるか、などについて審議を重ね、春日部地域まちづくり審議会の総意として、このたびの答申に至ったものである。

## 2 総合振興計画の策定に関する意見

総合振興計画の策定にあたっては、①新市建設計画との整合、②行政評価と連動した計画の策定、③市民との協働による計画づくり、を基本的な考え方としている。

市民との協働については、市民意見を反映した計画づくりを進めるため、「地域まちづくり広場」及び「市民まちづくり会議」（市民ワークショップ）の開催や、春日部市から転出した方を対象とした「転出者意識調査」、子どもたちを対象とした「小中学生まちづくりアンケート調査」、20歳以上の市民を対象とした「市民意識調査」などを実施し、市民の多様な意見を聴取するなど、市民の視点に立った計画の策定が進められていることは評価できるものであるが、今後より一層、市民の意識や要望を把握し、市政に反映することを望むものである。

また、合併公約である「新市建設計画」との整合においては、基本理念やまちづくりの目標、施策体系等が基本的に継承されることはもとより、今後の市政運営の中で、生きる力や豊かな心をはぐくみ、環境と共生した安全なまちや快適で人々がにぎわう元気なまちを創造するため、新市建設計画の精神を真に受け継ぎ、具体的な施策を展開されるよう、強く望むものである。

さらに、今回の総合振興計画では、各施策の推進にあたって、成果指標及び目標値が設定されたことから、計画の進捗が適正に管理され、併せて、市民にも分かりやすい仕組みを採用している点には評価できるものがある。ただし、成果指標や目標値の設定は今回が

初めてであるため、市民と行政の共通理解により、今後も継続的に精査を行い、誰もが分かりやすい、真に実効性ある計画となるよう努められたい。

また、総合振興計画は、新「春日部市」の長期的な方向性を定める重要な計画であり、まちづくりの指針となるものである。したがって、すべての市民が計画の内容を理解するとともに、施策の推進にあたっては、多くの市民の参画が不可欠であることから、市民誰もが分かりやすい表現に努められたい。

### 3 個別意見について (略)



## イ) 庄和地域まちづくり審議会

## ① 審議経過

	内 容
第6回	・総合振興計画の基本方針について
第7回	・諮問 ・総合振興計画の審議について
第8回	・総合振興計画の審議について ・答申書（素案）について
第9回	・答申書（案）について

(※春日部市総合振興計画に係る審議箇所のみ掲載)

## ② 委員名簿

委員区分	氏 名	備 考
第1号委員	関 根 保	庄和地区自治会連合会（中部地区）
”	山 口 康 夫	庄和地区自治会連合会（南部地区）
”	金 子 喜七郎	庄和地区自治会連合会（北部地区）
第2号委員	田 中 孝 男	庄和商工会
”	吉 田 稔	春日部青年会議所
”	関 根 武 久	春日部市民生委員・児童委員協議会（庄和地区）
”	錦 織 晴 雄	春日部市コミュニティ推進協議会（庄和部会）
”	小 島 紘 一	埼玉みずほ農業協同組合
第3号委員	宮 島 武 志	元埼玉県職員
”	大 竹 規 之	SHOWA 未来塾・21
第4号委員	伊 藤 幸 広	公募
”	岩 谷 征 昭	”
”	尾 崎 信 子	”
”	武 石 勝 治	”
”	廣 岡 桂 二 郎	”

③ 諮問

春庄地発第 14 号  
平成19年 5月15日

庄和地域まちづくり審議会  
会長 宮島武志様

春日部市長 石川良三

春日部市総合振興計画について（諮問）

春日部市総合振興計画について、春日部市地域審議会条例（平成17年条例13号）第4条第1項第5号の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 春日部市総合振興計画について

④ 答申

庄ま審発第7号  
平成19年10月11日

春日部市長 石川良三様

庄和地域まちづくり審議会  
会長 宮島武志

春日部市総合振興計画について（答申）

平成19年5月15日付け春庄地発第14号をもって当審議会に対して諮問された春日部市総合振興計画について、別紙のとおり答申いたします。

## 別紙

## 1 はじめに

平成17年10月1日、旧春日部市、旧庄和町の合併により、新たな春日部市が誕生して約2年が経過しました。

市では、新市建設計画の将来都市像である「人・自然・産業が調和したふれあい共生都市」の実現に向け、合併というスケールメリットを最大限に生かしながら、行財政基盤の強化・拡充を目指すとともに、より一層、行政のスリム化を図り、市民サービスの向上と効率的な行財政運営に取り組まれていることと思います。

しかしながら、社会経済情勢の変化や地方分権一括法の制定、三位一体の改革など、国が進める構造改革により、市を取り巻く環境は一層厳しい局面を迎えています。

地方分権の時代においては、財政の健全化はもとより、地方の問題は地方で解決するという「自己決定・自己責任」による地方分権型の市政運営に取り組む必要があります。

これまで、地方自治法の規定に基づき、新市のまちづくりのマスタープランとなる「春日部市総合振興計画」の策定作業が進められてきました。総合振興計画は、都市格の向上を目指し、高い理念と広い視野に立って、戦略的・計画的に新市建設の基本的指針と市政経営の指針となる総合計画として策定するものと認識しております。

この計画の策定にあたっては、「新市建設計画」に掲げられた将来像、基本理念を尊重しながら、安心・安全なまちづくりとコスト意識を重視した市政経営を目指し、新たな観点で地域社会の将来像と基本的な政策大綱及び根幹となる事業を位置付けることとしています。

私たち庄和地域まちづくり審議会は、「新市の基本構想の作成及び変更に関すること」という所掌事項に基づき、平成19年5月15日、春日部市長より「総合振興計画について」の諮問を受けたところです。これまでに4回の会議を開催し、総合振興計画と新市建設計画との整合等について審議をまいりました。

当審議会は、総合振興計画策定の基本方針等を理解した上で、合併後の速やかな一体化と均衡ある発展を願って策定された「新市建設計画」が、総合振興計画（基本構想、基本計画、実施計画）に生かされ、新市の総合的なまちづくりへの展開が図られることを期待し、慎重に審議を重ね、審議会の総意としてこの答申に至りました。

## 2 総合振興計画に関する意見

総合振興計画の策定にあたっては、①新市建設計画との整合、②行政評価と連動した計画の策定、③市民との協働による計画づくり、を基本的な考え方としています。

市民との協働については、市民意見を反映した計画づくりを進めるため、「地域まちづくり広場」及び「市民まちづくり会議」（市民ワークショップ）の開催や、春日部市から転出した方を対象とした「転出者意識調査」、子どもたちを対象とした「小中学生まちづくりアンケート調査」、20歳以上の市民を対象とした「市民意識調査」などを実施し、幅広く市民の意見を聴取するなど、市民の視点に立った計画の策定が進められていることは評価できるものです。今後の進捗管理の中でも常に市民の立場に立つことを心掛け、遂行していただくことを望みます。

また、合併公約である「新市建設計画」との整合においては、基本理念やまちづくりの目標、施策体系等が基本的に継承され、概ね妥当であると評価します。

但し、総合振興計画は、長期的な展望に基づいた活気と活力に満ちた魅力あふれるまちに再構築するプランでなければなりません。自治体間競争の時代を迎える中で、市及び市を取り巻く情勢の分析を十分に行い、危機感を持って策定していただくことを望みます。

そして、今後の市政運営の中で、春日部市の誇れる豊かな自然との共生、快適で人々が集いにぎわう魅力あふれるまち、活気と活力に満ちた新しい産業のまちを創造するため、新市建設計画の理念を最大限尊重していただき、具体的な施策を展開されるよう努められることを期待します。

さらに、今回の総合振興計画では、各施策の推進にあたって、成果指標及び目標値が設定されたことから、計画の進捗が適正に管理される点や、併せて、市民にも分かりやすい仕組みを採用している点は評価できるものです。但し、成果指標や目標値の設定は今回が初めてであり、今後も継続的に精査を行い、誰もが分かりやすい計画となるよう努められることを期待します。

また、総合振興計画は、新「春日部市」の長期的な方向性を定める重要な計画であり、まちづくりの指針となるものです。したがって、施策の実施にあたっては、多くの市民の参画が不可欠であり、目的の共有や市民と行政との協働について、互いの意識改革が進むように努力することを求めます。

### 3 附帯意見（略）



## 4 策定委員会

### (1) 春日部市総合振興計画策定委員会要綱

#### (設置)

第1条 春日部市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定に関する調査、計画立案等の総合的調整を行うため、春日部市総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合振興計画の策定に関すること。
- (2) 総合振興計画の最終的な総合調整に関すること。
- (3) その他総合振興計画の策定に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (報告)

第7条 委員長は、会議結果を必要に応じて市長に報告するものとする。

#### (部会)

第8条 委員会の補助機関として、専門部会を置く。なお専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

#### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
(春日部市総合振興計画策定委員会要綱)
- 2 春日部市総合振興計画策定委員会要綱(平成18年6月1日制定)は、廃止する。

### 別表(第3条関係)

秘書室部長 総合政策部長 財務部長 財務部収税管理担当部長 総務部長 福祉部長 健康保険部長 市民部長 環境経済部長 環境経済部環境センター担当部長 建設部長 都市整備部長 都市整備部鉄道高架担当部長 担当部長兼工事検査室長 庄和総合支所長 会計管理者 市立病院事務部長 消防長 水道部長 学校教育部長 学校教育部学務指導 担当部長 社会教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長
---

## (2) 春日部市総合振興計画策定委員会専門部会要領

(平成19年4月1日制定)

### (設置)

第1条 春日部市総合振興計画策定委員会要綱第8条の規定に基づき、春日部市総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)の策定に関し、必要な事項を調査検討し、計画立案等の具体的な作業を行うため、総合振興計画策定委員会専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、保健・医療・福祉部会、生活環境・産業・経済部会、都市基盤整備部会、教育・文化部会、コミュニティ・行財政部会とし、各部会にワーキンググループを置くことができる。

### (所掌事務)

第2条 部会は、総合振興計画の策定に必要な事項について調査検討の上、計画素案を作成し、春日部市総合振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)に提出するため必要な事項を所掌する。

- 2 部会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて策定委員会に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会委員若干人をもって組織する。

- 2 部会長及び副部会長は、別表第1に掲げる職にある者とし、部会委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部会は、必要に応じて他の部会委員の出席を求めることができる。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 部長及び副部長は、必要に応じて策定委員会に出席しなければならない。

(部会の会議)

第5条 部会の会議は、部長が招集し、部長は会議の議長となる。

2 部会の会議は、部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(資料の提出及び関係者の出席)

第6条 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

1 この要領は、決裁のあった日から施行する。

(春日部市総合振興計画策定委員会専門部会要領)

2 春日部市総合振興計画策定委員会専門部会要領（平成18年8月21日制定）は、廃止する。

#### 別表第1（第3条関係）

##### 専門部会（部長・副部長）

部 会 名	部 会 長	副 部 会 長
保健・医療・福祉部会	福祉部次長	健康保険部次長 病院事務部次長
生活環境・産業・経済部会	環境経済部次長	市民部次長 消防本部次長
都市基盤整備部会	都市整備部次長	建設部次長 水道部次長
教育・文化部会	社会教育部次長	学校教育部次長
コミュニティ・行財政部会	総合政策部次長	財務部次長 総務部次長 財務部次長（収税管理担当） 庄和総合支所次長

別表第2（第3条関係）

専門部会委員

（1）保健・医療・福祉部会

社会福祉課長	高齢者福祉課長	障害者福祉課長	こども家庭課長
保育課長	健康課長	介護保険課長	国民健康保険課長
病院総務課長	病院管理課長	病院医事課長	

（2）生活環境・産業・経済部会

暮らしの安全課長	市民課長	環境保全課長	廃棄物対策課長
農政課長	商工観光課長	環境センター長	危機管理防災室長
消防本部総務課長	消防本部予防課長	消防本部警防課長	消防本部指令課長
農業委員会事務局長			

（3）都市基盤整備部会

管理課長	道路街路課長	河川課長	下水道課長
都市計画課長	鉄道高架整備課長	市街地整備課長	開発指導課長
建築課長	水道業務課長	水道施設管理課長	水道工務課長
公園緑地課長			

（4）教育・文化部会

学校総務課長	施設課長	学務課長	指導課長
社会教育課長	文化財保護課長	体育振興課長	中央公民館長
中央図書館長			

（5）コミュニティ・行財政部会

秘書室長	政策課長	地域振興課長	行政管理課長
広報広聴課長	財政課長	管財課長	市民税課長
資産税課長	収税管理課長	総務課長	人事課長
I T推進課長	契約課長	市民参加推進課長	情報統計課長
出納室長	議会事務局次長	選挙管理委員会事務局次長	監査委員事務局次長

## 5 策定経過

年 月	事 項	
平成18年	3月 総合振興計画審議会条例の制定 (3.20)	
	5月 政策会議 (5.29)	
	総合振興計画策定基本方針の策定 (5.29)	
	8月 第1回策定委員会 (8.21)	
	10月	転出者意識調査 (10.2~10.23)
		第1回地域まちづくり広場 (10.15)
		第2回地域まちづくり広場 (10.28)
	11月	第1回保健・医療・福祉部会 (11.8)
		第1回生活環境・産業・経済部会 (11.8)
		第1回都市基盤整備部会 (11.8)
		第1回教育・文化部会 (11.8)
		第1回コミュニティ・行財政部会 (11.8)
		第1回総合振興計画審議会 (11.14)
		第3回地域まちづくり広場 (11.26)
	12月	第1回専門部会ワーキンググループ会議 (12.4)
		第4回地域まちづくり広場 (12.17)
		第2回専門部会ワーキンググループ会議 (12.27)
平成19年	1月 第5回地域まちづくり広場 (1.28)	
	2月	第3回専門部会ワーキンググループ会議 (2.2)
		第2回策定委員会 (2.5)
		第2回総合振興計画審議会 (2.8)
		第7回春日部地域まちづくり審議会 (2.13)
	第6回庄和地域まちづくり審議会 (2.13)	
	3月	小中学生まちづくりアンケート調査 (3.12~3.23)
		第1回市民まちづくり会議 (3.8)
		第2回市民まちづくり会議 (3.15)
		第3回市民まちづくり会議 (3.29)
	4月	市民意識調査 (4.7~4.23)
		第4回市民まちづくり会議 (4.11)
		第2回保健・医療・福祉部会 (4.18)
		第2回生活環境・産業・経済部会 (4.18)
		第2回都市基盤整備部会 (4.18)
第2回教育・文化部会 (4.18)		
第2回コミュニティ・行財政部会 (4.18)		
第3回策定委員会 (4.23)		
第3回総合振興計画審議会 (4.27)		

- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| 5月  | 第5回市民まちづくり会議 (5.10)      |
|     | 第8回春日部地域まちづくり審議会 (5.14)  |
|     | 第7回庄和地域まちづくり審議会 (5.15)   |
|     | 第3回保健・医療・福祉部会 (5.16)     |
|     | 第3回生活環境・産業・経済部会 (5.16)   |
|     | 第3回都市基盤整備部会 (5.16)       |
|     | 第3回教育・文化部会 (5.16)        |
|     | 第3回コミュニティ・行財政部会 (5.16)   |
|     | 第4回策定委員会 (5.21)          |
|     | 第6回市民まちづくり会議 (5.23)      |
| 6月  | 第5回策定委員会 (6.18)          |
|     | 全員協議会 (6.27)             |
| 7月  | 第6回策定委員会 (7.23)          |
|     | 第4回総合振興計画審議会 (7.23)      |
|     | 第9回春日部地域まちづくり審議会 (7.25)  |
|     | 第8回庄和地域まちづくり審議会 (7.26)   |
|     | 全員協議会 (7.31)             |
| 8月  | 市民意見提出制度 (8.13～9.12)     |
|     | 第7回市民まちづくり会議 (8.23)      |
| 10月 | 第7回策定委員会 (10.1)          |
|     | 第5回総合振興計画審議会 (10.2)      |
|     | 第10回春日部地域まちづくり審議会 (10.4) |
|     | 第9回庄和地域まちづくり審議会 (10.5)   |
|     | 第8回策定委員会 (10.15)         |
|     | 第6回総合振興計画審議会 (10.16)     |
|     | 全員協議会 (10.31)            |
| 11月 | 第9回策定委員会 (11.5)          |
|     | 政策会議 (11.6)              |
| 12月 | 基本構想市議会議決 (12.14)        |
|     | 第6回地域まちづくり広場 (12.15)     |